

案件2-1 令和8年度国庫補助金の申請について

令和7年度 第3回

富田林市交通会議 資料2-1-1

目 次

- 1 令和8年度における国庫補助金の概要について
- 2 地域公共交通確保維持事業について
- 3 地域間幹線系統補助対象路線について
- 4 申請内容について
- 5 地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について
- 6 今後のスケジュールについて(予定)

1 令和8年度における国庫補助金の概要について

本市交通会議が申請する国庫補助金：地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）

- 本市と隣接する他市町村を跨ぐバス路線（地域間幹線系統）について、当該路線の赤字分（運行経費から運賃収入見込みを差し引いた欠損額）の1／2を上限とし、国から補助金の交付を受けることによって、本市と他地域との交通ネットワークの確保維持につなげることを目的とするもの。

※ 詳細は次ページ（国土交通省資料）を参照

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

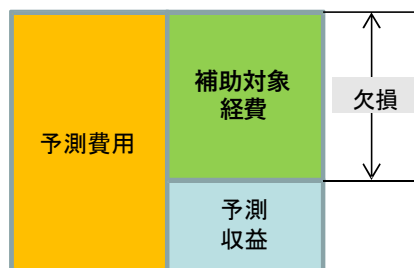
補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



< 補助対象経費算定方法 >

予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること

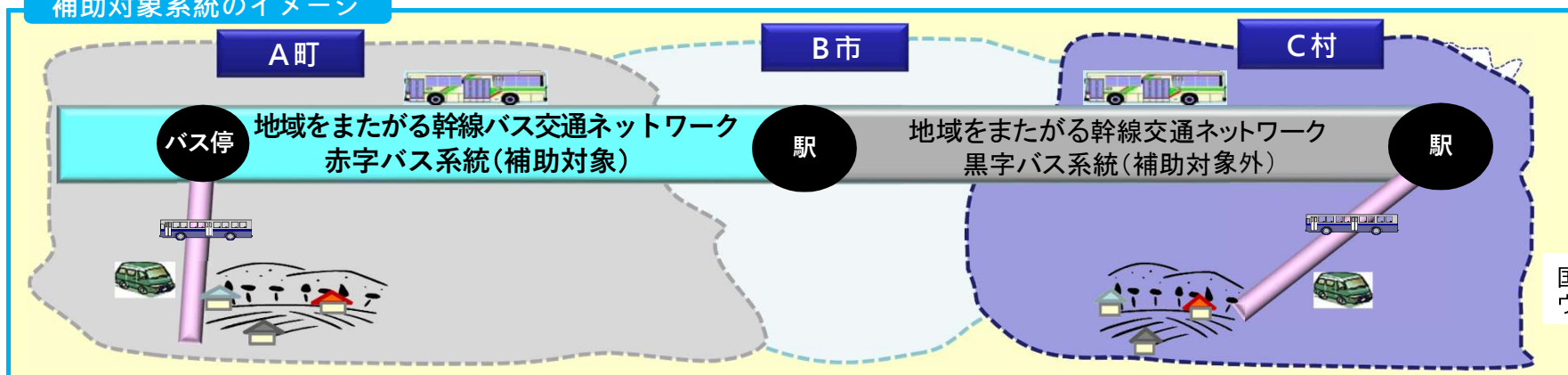
※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



国土交通省のウェブサイトより引用

2 地域公共交通確保維持事業について

事業概要	国土交通省が行っている事業で、地域の公共交通の関係者で行われている、地域公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みに対して、支援を行っている補助制度のこと。
本市における事業の活用について	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(令和2年11月改正)に基づき、「富田林市地域公共交通計画」を策定しており、計画に補助制度の活用を位置づけたバス路線に対して補助を行っていく。
活用時期	令和7年6月、国に対して、地域公共交通計画の認定申請を行い、令和8年度(国の補助事業年度)より活用
対象路線	地域間幹線系統補助対象路線

本市交通会議では、国のこの事業を活用して市内公共交通の確保維持に取り組む。



図. 現状ネットワーク(本市地域公共交通計画より引用)

3 地域間幹線系統補助対象路線について

【地域間幹線系統補助対象路線】

対象路線	運行事業者
北野田線(富田林駅前～北野田駅前)	近鉄バス

※ 金剛ふるさとバス各対象路線における認定申請について

以下の金剛ふるさとバスの各対象路線(下表)は、「金剛ふるさとバス沿線等地域交通計画」に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性協議会において、補助対象路線として認定申請を行う。

対象路線	運行事業者
喜志循環線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
阪南線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
さくら坂循環線	近鉄バス(金剛ふるさとバス)
千早線	南海バス(金剛ふるさとバス)



図. 地域間幹線系統補助対象路線図

4 申請内容について

申請時に提出する資料(抜粋)

○地域間幹線系統補助

- ・様式第1－1 地域公共交通計画認定申請書
- ・補助要綱規定事項一覧表及び記載箇所抜粋
- ・地域公共交通計画 別紙
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・表4 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- ・表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
- ・同一の補助系統として取り扱うことが必要な運行系統の認定について

5 地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

① 趣旨

地域公共交通確保維持事業実施要領の規定により、地域公共交通計画の軽微な変更について、あらかじめ交通会議において包括的な合意が得られている場合は、変更の都度、交通会議を開催しなくても交通会議の協議を経たものとして取り扱うことができることから、包括的な合意を得るもの。

② 軽微な変更内容

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、上記内容の変更を行った地域公共交通計画については、交通会議において情報共有することが必要である。

6 今後のスケジュールについて(予定)

令和7年								令和8年												令和9年			
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	計画認定申請			計画認定														交付申請		事業評価		交付決定	補助金交付

補助対象期間
(令和7年10月～令和8年9月)